

第1種電気工事士免状の交付申請(試験合格者)においてよくあるお問合せ(FAQ)

	質問	回答
1	交付申請書はどこに提出すればよいか。	申請は下記組合にてお受けします。 【申請窓口】 徳島県電気工事業工業組合 〒770-0942 徳島県徳島市昭和町3丁目35-2 (徳島県労働福祉会館別館3階) 電話:088-622-7377
2	申請書は郵送してもよいか。	郵送でもお受けします。1の申請窓口に簡易書留又は内容証明郵便によりお送りください。
3	実務経験は、試験合格後のみカウントするのか。	カウントする実務経験は、試験合格の前後を問いません。
4	制度改正が行われる前に試験に合格し、実務経験年数が3年以上5年未満の場合であっても、免状の交付が受けられるか。	試験に合格した時期によらず、必要な実務経験年数が3年以上となりました(令和3年4月1日以降)。
5	これまで大学・高専の電気工学系卒の者が必要な実務経験年数は3年以上であったが、これは短縮されるのか。	短縮されません。 (3年以上の実務経験が必要となります。)
6	試験合格通知書を紛失してしまった場合の対応方法を教えて欲しい。	合格通知書がない場合は、合格証書の写しの提出でもかまいません。 または、下記試験センターに合格通知書の再発行を依頼してください。 (一財)電気技術者試験センター(外部サイト) https://www.shiken.or.jp/
7	試験合格通知書の住所と現住所が異なる場合、免状交付申請書類の提出先はどの自治体となりますか。例:現住所はA県外だが、住民票を移さなかったので住民票登録地はA県内のままのケース	申請先は、免状交付申請書提出時点における住民票登録地の都道府県となります。なお、免状交付申請書には住民票上の住所をご記入ください。 例のケースでは、A県が申請先となります。例とは逆の場合(現住所がA県内で、住民票登録地はA県外)は、住民票登録地の都道府県が申請先となります。
8	婚姻等により試験合格通知書と氏名が異なる場合、どうしたらよいか。	免状申請に必要な提出書類のほかに、戸籍抄本の原本も提出してください。

9	高圧電気工事技術者試験合格者および電気主任技術者免状保有者であって、第一種電気工事士免状交付を受けようとする者が必要とする実務経験年数は短縮されないのか。	短縮されません。 (高圧電気工事技術者試験合格者については3年以上、電気主任技術者免状保有者については5年以上が必要となります。)
10	実務経験証明書に証明者の押印は必要か。	原則押印が必要です。 (※交付申請者自身が電気工事業登録を有しており、自身で実務経験を証する場合は、例外的に押印省略可能です。)
11	実務経験証明書の証明者は、代表者でなければダメか。	実務経験の証明者は、雇用主すなわち代表者であるとしていますが、営業所長又は支店長等の実務経験の証明行為が委任され、委任状の提出があれば、その方でも差し支えありません。
12	住民票は原本が必要か。	原本が必要です。
13	実務経験証明書の押印は社印や屋号印でもよいのか。	社印や屋号印は不可です。法人の場合は、代表者印、個人の場合は、個人印が必要です。
14	写真のサイズは、試験用の写真(45mm×35mm)を添付してよいのか。	写真のサイズは、縦40mm×横30mmです。
15	手数料はどのように納付すればよいのか。	徳島県収入証紙を購入し、申請書に貼付してください。 なお、県収入証紙は、阿波銀行・徳島銀行の各店舗にて購入できます。(詳細は下記ページにてご確認ください。) https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kurashi/shohiseikatsu/2014032700072
16	免状交付申請書に押印は必要か。	申請書への押印は不要です。